

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第三号）

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行の合併の認可の申請）</p> <p>第七条 郵便貯金銀行は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>七の二 合併後の郵便貯金銀行の会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）</p> <p>八 合併の相手方の従前の定款及び第四号に掲げる書類</p> <p>九 郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで又は第八号から第十四号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第九条第一項第七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請）</p>	<p>（郵便貯金銀行の合併の認可の申請）</p> <p>第七条 郵便貯金銀行は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 合併の相手方の従前の定款及び第四号に掲げる書類</p> <p>九 郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項第三号から第六号まで又は第八号から第十三号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第九条第一項第七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請）</p>

第八条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

七の二 会社分割を行った後における郵便貯金銀行の会計監査人の履歴書

八〇十三 (略)

2 (略)

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 法第百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 (略)

二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十六条の二第五項又は第十六条の三第二項の規定による承認

三・四 (略)

第十三条 法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行

第八条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(新設)

八〇十三 (略)

2 (略)

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 法第百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 (略)

二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十六条の三第二項の規定による承認

三・四 (略)

第十三条 法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をい

役員又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）を選任しようとする場合又はこれらの者が退任しようとする場合

四 郵便貯金銀行が会計参与設置会社である場合には、会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合

四の二 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合

五 銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十五条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

五の二 外国において銀行法第十条第二項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

六〇八（略）

八の二 銀行法第十六条の二第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の会社を子会社としようとする場合

九〇十一（略）

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有するこ

う。第二十八条第一項第四号において同じ。）の就任又は退任があつた場合

四 郵便貯金銀行が会計参与設置会社である場合には、会計参与の就任又は退任があつた場合

（新設）

五 銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十五条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

（新設）

六〇八（略）

（新設）

九〇十一（略）

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議

ととなった場合

十三～二十五 (略)

2～4 (略)

5 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、銀行法第十
六条の二第一項第十二号に掲げる会社又は同項第十二号の二に規定
する特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、同項第
十二号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しな
いものとみなす。

6 (略)

(郵便保険会社の合併の認可の申請)

第二十三条 郵便保険会社は、法第百四十一条第五項の規定による認
可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し
て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一～八 (略)

八の二 合併後の郵便保険会社の会計監査人の履歴書

九～十二 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

第二十四条 郵便保険会社は、法第百四十一条第七項の規定による認
可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し

決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有する
こととなった場合

十三～二十五 (略)

2～4 (略)

5 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、銀行法第十
六条の二第一項第十二号に掲げる会社の議決権の取得又は保有につ
いては、同号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該
当しないものとみなす。

6 (略)

(郵便保険会社の合併の認可の申請)

第二十三条 郵便保険会社は、法第百四十一条第五項の規定による認
可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し
て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一～八 (略)

(新設)

九～十二 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

第二十四条 郵便保険会社は、法第百四十一条第七項の規定による認
可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し

て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十の二 会社分割を行った後における郵便保険会社の会計監査人の履歴書

十一〇十五 (略)

2 (略)

第二十八条 法第四百九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇三 (略)

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が委員会設置会社である場合には、郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。））を選任しようとする場合又はこれらの者が退任しようとする場合

五 郵便保険会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合

五の二 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合

六〇二十一 (略)

2〇6 (略)

て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇十 (略)

(新設)

十一〇十五 (略)

2 (略)

第二十八条 法第四百九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇三 (略)

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が委員会設置会社である場合には、代表執行役、執行役又は監査委員）の就任又は退任があった場合

五 郵便保険会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の就任又は退任があった場合

(新設)

六〇二十一 (略)

2〇6 (略)

